



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
9 月 30 日 (水)
号 外
第 48 号

目 次

規 則

○森林法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第44号

森林法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和50年栃木県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（開発行為に関する計画書） 第 3 条 省令第 4 条第 2 号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 防災施設等設計図（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設（以下「防災施設等」という。））の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記載すること。） (8)～(10) 略 (11) 開発行為の施行工程（仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記載すること。） (12) 略 (13) 防災施設等の維持管理方法（開発行為の完了後の維持管理方法についても記載すること。） (14) 略 （開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類） 第 3 条の 2 省令第 4 条第 6 号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、申請者に関する次に掲げる書類とする。 (1)～(5) 略 (6) 法人の登記事項証明書	（開発行為に関する計画書） 第 3 条 省令第 4 条第 2 号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等 _____）の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設_____を設置する場合は、その内容についても記載すること。） (8)～(10) 略 (11) 開発行為の施行工程（仮設の施設_____を設置する場合は、その内容についても記載すること。） (12) 略 (13) 防災施設_____の維持管理方法（開発行為の完了後の維持管理方法についても記載すること。） (14) 略 （開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類） 第 3 条の 2 省令第 4 条第 6 号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、申請者に関する次に掲げる書類とする。 (1)～(5) 略

(7) 略

(8) 住民票の写し又はこれに類するものであって
氏名及び住所を証する書類（個人の場合に限
る。）

(9) 誓約書（別記様式第1号）

(10) 略

（開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要
な能力があることを証する書類）

第3条の3 告示により省令第4条の申請書に添付
することとされる防災措置を講ずるために必要な
能力があることを証する書類は、開発行為の施行
者のうち防災施設等の設置に係るものに関する次
に掲げる書類とする。

(1)～(7) 略

（工事着手届出）

第4条 法第10条の2第1項の規定により開発行為
の許可を受けた者（以下「開発事業者」とい
う。）は、当該許可に係る工事に着手したとき
は、遅滞なく工事着手届出書（別記様式第1号の
2）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の承継の届出）

第7条 開発行為に係る事業について開発事業者か
ら当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業
者について相続があったとき又は開発事業者たる
法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続
人又は合併後存続する法人若しくは合併により設
立した法人（以下「承継人」という。）は、遅滞
なく開発行為地位承継届出書（別記様式第4号）
を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しな
ければならない。

(1) 略

(2) 承継人に係る第3条の2各号に掲げる書類

（身分証明書）

第16条 法第188条第4項に規定する身分を示す証
明書は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を
示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年
栃木県規則第10号）別記様式によるものとする。

(6) 略

(7) 略

（開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要
な能力があることを証する書類）

第3条の3 告示により省令第4条の申請書に添付
することとされる防災措置を講ずるために必要な
能力があることを証する書類は、開発行為の施行
者のうち防災施設の設置に係るものに関する次
に掲げる書類とする。

(1)～(7) 略

（工事着手届出）

第4条 法第10条の2第1項の規定により開発行為
の許可を受けた者（以下「開発事業者」とい
う。）は、当該許可に係る工事に着手したとき
は、遅滞なく工事着手届出書（別記様式第1号）
____を知事に提出しなければならない。

（開発行為の承継の届出）

第7条 開発行為に係る事業について開発事業者か
ら当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業
者について相続があったとき又は開発事業者たる
法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続
人又は合併後存続する法人若しくは合併により設
立した法人____は、遅滞
なく開発行為地位承継届出書（別記様式第4号）
を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しな
ければならない。

(1) 略

(2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関
する書類

（身分証明書）

第16条 法第188条第2項又は第3項の規定により
当該職員が他人の森林に立ち入ろうとする場合
における同条第4項の規定による当該職員の身分を
示す証明書の様式は、別記様式第11号のとおりと
する。

2 法第188条第2項の規定により知事が委任した
者が他人の森林に立ち入ろうとする場合における
同条第4項の規定による身分を示す証明書の様式
は、別記様式第11号の2のとおりとする。

別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記様式第 1 号 (第 3 条の 2 関係)

誓 約 書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所 (法人にあっては名称)
氏 名 (及び代表者の氏名)

私は、「森林法第10条の 3 第 1 項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者」に該当しないことを誓約します。

別記様式第11号及び別記様式第11号の 2 を削る。

附 則

- この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年栃木県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(6) 略 <u>(7)～(29) 略</u> 2 略	1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(6) 略 <u>(7) 森林法（昭和26年法律第249号）第188条第 2 項及び第 3 項</u> <u>(8)～(30) 略</u> 2 略

(森林整備課)